



NEW

環境イベントに相応しいノベルティをお探しの方に

**エコ・アクション・ポイント
『環境教育5万円パック』のご案内**

2016年4月1日より提供開始！

このような声にお応えします！



- 住民の方々の環境への意識を高めたい
- 低予算で、より多くの参加者に配布できるノベルティが欲しい

**エコ・アクション・ポイントの【ポイントシート】を
環境イベント参加者へのプレゼントとして配ってみませんか？**

『環境教育5万円パック』の詳細は裏面をご覧ください

エコ・アクション・ポイント交換商品（以下は交換商品の一部です）

ポイント数	交換商品
100ポイント	「千代田区さくら基金」への寄付
300ポイント	電子コミック Renta! ギフトコード 300円分
500ポイント	びっくりドンキーお食事券 (500円券×1枚)
500ポイント	「nimoca」乗車ポイント 400円分への交換

特典

あなたのまちの **環境寄付** を
エコ・アクション・ポイントの
交換商品に！

本パックをご購入いただいた団体さまには
関係する組織への環境寄付等をエコ・アクション・ポイント
の交換商品としてご登録いただけます

交換商品のご提供には、別途、お申込み手続きが必要です

環境省が推進するエコ・アクション・ポイントが、より簡単・便利にお使いいただけるようになりました

「環境教育5万円パック」に含まれる内容

① エコ・アクション・ポイント

50,000 ポイント

② ポイントシート

最大 500 枚



名入れ

ポイントシート（名刺サイズです）

100ポイント以上で同一ポイント数に限ります
 <例①> 100ポイント × 500枚
 <例②> 200ポイント × 250枚 など

③ 告知物（エコ・アクション・ポイントの説明）

最大 500 枚

A4チラシ（または 3つ折りパンフレット）



A4チラシ



3つ折りパンフレット

「通常メニュー」と「環境教育5万円パック」の相違点

項目	通常メニュー	環境教育5万円パック
初期費用	なし	なし
基本料金	月額固定費が発生	なし
ポイント原資	1ポイント = 1円	5万ポイント = 5万円
ポイントシート作成費	1枚 = 10円	なし
合計料金	ポイント登録数によります	5万円のみ！ (以下の制約があります)
ポイント原資のご請求	住民の方がポータルサイトにアクションナンバーを登録された時点で課金対象となります	ポイントシート納品時に一括でご請求 アクションナンバーが登録されない場合でも払い戻しなし
ポイント数の設定	自由に設定できます	100ポイント以上で同一ポイント数のみ
ポイント登録期間	最大12か月	年度末まで

お申込み

「エコ・アクション・ポイント『環境教育5万円パック』利用団体規約」にご同意の上、「利用団体申込書」に必要事項をご記入・押印し、以下の住所まで郵送してください。

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-2-4 南船場ユーズビル9F

株式会社かんでん CS フォーラム エコ・アクション・ポイント事務局

お問い合わせ

【TEL】06-6121-7688

【eメール】eco-ap-sales@kcsf.co.jp

株式会社かんでんCSフォーラム御中

当団体は、エコ・アクション・ポイント『環境教育5万円パック』利用団体規約を承認のうえ以下のとおり申し込みます。

エコ・アクション・ポイント環境教育5万円パック利用団体申込書

申込日	年 月 日	代表者印
団体名		
代表者名		

連絡責任者	部門		TEL
	役職		
	責任者名		
	住所	(〒)	

請求書送付先	<input type="checkbox"/> 連絡責任者と同じ	
部門		
担当者名		TEL
住所	(〒)	

※お申込み口数	<input type="checkbox"/> 1口あたり5万ポイント分（ご利用料金5万円）
---------	---

※複数口をお申込みいただく場合 ⇒ 以下の単位ポイント数が複数口で同一の場合には、本申込書1枚にてお申込みいただけます。
以下の単位ポイント数が複数口で異なる場合は、複数枚の申込書が必要になります。

ポイントシート作成内容（またはアクションナンバー発行内容）

ポイントシート要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要（アクションナンバーの発行のみ）	いずれかを選択してください
ポイントシートに印字する名称（組織名/イベント名など）		
単位ポイント数	1枚（1アクションナンバー）あたりのポイント数 ポイント $\left[\begin{array}{l} 100ポイント以上で \\ 設定してください \end{array} \right]$	× ポイントシートの枚数（アクションナンバーの個数） 枚（1口あたり最大500枚）
登録期間	登録開始日 年 月 日	登録終了日（最長・年度末まで） 年 月 日

告知物（エコ・アクション・ポイントの説明）の内容

必要な告知物の種類	<input type="checkbox"/> A4チラシ <input type="checkbox"/> 3つ折りパンフレット <input type="checkbox"/> 不要	いずれかを選択してください
告知物の部数	部	（1口あたり最大500部）

ポイントシート（またはアクションナンバー）と告知物の送付先

メールアドレス		「アクションナンバーの発行のみ」の場合は必須
希望納期	年 月 日	通常、お申込みから約1週間で納品します
納品物の送付先	<input type="checkbox"/> 連絡責任者と同じ <input type="checkbox"/> 請求書送付先と同じ	
部門		
担当者名		TEL
住所	(〒)	

エコ・アクション・ポイント
『環境教育5万円パック』利用団体規約

平成28年3月3日
株式会社かんでんCSフォーラム

第1条（目的）

エコ・アクション・ポイント『環境教育5万円パック』利用団体規約（以下「本規約」という。）は、株式会社かんでんCSフォーラム（以下「事務局」という。）が、環境省の推進する「エコ・アクション・ポイント」に基づいて提供する『環境教育5万円パック』（以下「本サービス」という。）について、事務局と利用団体との間で本サービスの実施に必要な事項を定めるものです。

第2条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。

- 1) 「環境教育」とは、自治体や学校法人、あるいは、環境保全を主目的として設立されたNPO等が行う集合教育で、参加者を公募して行われる講習会・見学会等のことをいいます。対象領域が「温暖化対策」、「生物多様性・自然保護」、「廃棄物・3R」、「公害対策・化学物質管理」のいずれか、あるいは複数に該当あるいは関連する必要があります。
- 2) 「環境教育5万円パック」とは、エコ・アクション・ポイントの付与対象を「環境教育」に限定し、かつ、エコ・アクション・ポイントの付与を待たずに、アクションナンバー採番時に費用をお支払いいただくサービスです。本サービスでは、月額システム利用料は発生せず、5万円の費用のみで、エコ・アクション・ポイント5万ポイント相当のアクションナンバーとポイントシートを事務局が提供します。ただし、付与ポイント数は、単一のものとしします。
- 3) 「利用団体」とは、本規約を承認のうえ、事務局に対して事務局所定の「エコ・アクション・ポイント 環境教育5万円パック利用団体申込書（以下「申込書」という。）」を提出して事務局に承認された、エコ・アクション・ポイントの発行に必要な原資を提供し、環境教育の参加者等エコ・アクション・ポイントを付与する自治体や学校法人、NPO等をいいます。
- 4) 「会員」とは、第6号で定義する本サイトにおいて、事務局の定める会員規約を承認のうえ、会員登録を行った消費者をいいます。
- 5) 「アクションナンバー」とは、環境教育の参加者等に対しエコ・アクション・ポイントを付与するための手段として、事務局が採番する16桁のシリアルナンバーをいいます。
アクションナンバーの「採番」とは、事務局が、利用団体からの申請に対してアクションナンバーの発行及び交付を行うことをいいます。
アクションナンバーの「配布」とは、利用団体が、採番を受けたアクションナンバーを環境教育の参加者等に提供することをいいます。
アクションナンバーの「登録」とは、会員が、次号で定義する本サイトにおいて、エコ・アクション・ポイントの付与を受けるために、配布を受けたアクションナンバーを登録することをいいます。
アクションナンバーの「登録期間」とは、会員がアクションナンバーを登録することができる期間をいいます。
- 6) 「本サイト」とは、事務局の運営する、本サービスに係る会員登録および会員によるアクションナンバーの登録が可能なWebサイトをいいます。

第3条（利用団体の業務）

利用団体は、本規約に基づき、下記の業務を善良なる管理者の注意をもって遂行するものとします。

- 1) アクションナンバーの配布、管理等
- 2) 本サービスに係わる料金の支払
- 3) 環境教育の参加者等からの本サービス内容（主に利用団体が作成する告知媒体物に記

載の内容に関して)、アクションナンバー登録方法、環境教育等の問合せ対応業務
4) 前各号の他、本規約に定める業務

第4条 (利用申込みおよび契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、本規約の内容を承認のうえ、事務局所定の申込書に必要事項を記載して事務局に提出することにより、サービス利用の申込みをします。
2. 前項の申込みに対し、事務局は審査を行い、申込者のサービス利用が適切と判断する場合に、これを承諾します。事務局が承諾の意思表示を発信した時点で、サービス利用契約(以下「本契約」という。)が成立するものとします。

第5条 (変更の届出)

1. 本契約成立後に、申込書の記載内容に変更が生じる場合、利用団体は、変更が生じる日の30日前(以下「届出期限」という。)までに、事務局所定のエコ・アクション・ポイント変更申込書に必要事項を記載し、事務局に届け出なければなりません。
2. 前項の届出がないために事務局からの通知書その他の送付書類が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 利用団体は、やむを得ない事由がある場合には、申込書の記載内容に変更が生じることを知った後直ちに第1項の届出を行うことにより、届出期限の遵守義務を免れます。ただし、この場合でも、前項の規定は適用されるものとします。

第6条 (利用団体の事前準備)

利用団体は、本サービスの利用に先立ち、第三者との契約が必要となった場合は、利用団体の責任と費用において当該契約を締結するものとし、事務局は、利用団体と当該第三者との間で生じた問題に対し、いかなる責任も負わないものとします。

第7条 (アクションナンバーの採番)

1. 「申込書」に必要事項を記載してアクションナンバーの申請を行い、事務局により採番されたアクションナンバーを受領する。ただし、事務局がサービス利用承認時に設定した与信額を超えることはできません。
2. アクションナンバーの必要数の申請を行う際は、当該アクションナンバーと紐付けを行う【環境教育の名称】、【付与ポイント数】、【アクションナンバー登録期間】を申請することとします。なお、アクションナンバー登録期間は、登録開始日を含む年度の年度末までを最長とします。また、付与ポイント数の算定にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」という。)その他関連法令を遵守するものとします。

第8条 (アクションナンバーの配布、管理)

1. 利用団体は第7条により採番されたアクションナンバーを善良なる管理者の注意をもって管理し、アクションナンバーが記録された書類等を利用団体自身に取り扱う物品に貼付、もしくは人手により配布する方法により環境教育の参加者等に対して配布することとします。貼付方法、配布方法などは、利用団体が任意に選定できることとします。
2. アクションナンバーの物品への貼付、環境教育の参加者への配布の期間(以下「配布期間」という。)は、環境教育に関わる講習会・見学会等の開催時期等を考慮し、アクションナンバー登録期間内に、会員がアクションナンバー登録を行えるだけの十分な期間を確保したうえで、利用団体が決定することとします。利用団体は、配布期間を超えて、アクションナンバーを配布しないこととします。事務局は、配布期間が相当でないと判断する場合に

は、利用団体に対して配布期間の変更を申し入れることができることとし、利用団体はこれを尊重するものとします（利用団体は正当な理由なき限り申し入れを受け入れるものとします。）。

3. 前項の定めにかかわらず、本契約が終了した場合の配布期間は本契約の終了日を最終日とします。
4. 利用団体は、環境教育の準備過程や実施過程等において、アクションナンバーおよびアクションナンバーの不正利用、漏洩、紛失、盗難、複製等（以下「不正利用等」という。）が生じないよう厳重なる管理を行うものとし、不正利用等が発生した場合には、利用団体の責任と費用により会員対応を含めた適切な措置を講じることとします。なお、当該不正利用等に起因して、事務局に損害が生じた場合には、利用団体は、事務局に対する損害の賠償を行うものとします。
5. 利用団体は、不正利用等が発生した場合またはそのおそれがある場合、直ちに事務局に報告することとします。
6. 利用団体は、不正利用等の疑いがある場合には、事務局と協力し事実確認および原因究明に努めるものとします。

第9条（アクションナンバーの登録）

1. 事務局は本サイトを通じて、会員からのアクションナンバー登録を受け付け、当該アクションナンバーの登録期間内であることを条件に、エコ・アクション・ポイントの付与を行うものとします。
2. 第8条による利用団体のアクションナンバーの配布状況や、エコ・アクション・ポイントの付与状況に関わらず、利用団体は、事務局に対し、「申込書」に記載された料金を第13条に従い支払うものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、第23条第2項または第24条により本契約が終了する場合、登録期間は本契約終了日をもって終了するものとします。ただし、事務局は、第14条第2項に基づく払い戻しを行った場合を除き、会員保護のため、従来の登録期間の終了まで会員からのアクションナンバー登録を受け付けることができるものとします。
4. 第22条、第23条第1項により本契約が終了する場合、登録期間は影響を受けないものとします。

第10条（アクションナンバーの登録方法等の表示）

1. 利用団体は、自らチラシを交付するなどの方法により、本サイトの URL・アクションナンバーの登録方法・登録期間等を、環境教育への参加者に対して周知することとします。
2. 利用団体は、環境教育への参加者からの環境教育に関する問合せ対応のために、問合せ窓口を設ける等の体制を構築し、問合せ対応を行うこととします。

第11条（商標等の利用）

1. 利用団体は、自己の印刷物・画像・画面等（以下「印刷物等」という。）に、環境省、事務局または本サービスに関連する名称、商号、商標、図案、文章、写真等（以下「商標等」という。）を使用することを希望する場合には、事前に事務局の書面による承諾を得なければなりません。
2. 利用団体は、自己の印刷物等に、他の企業等の商標等を使用してはなりません。

第12条（システム利用料）

本サービスにおいて、システム利用料は発生しません。

第13条（精算方法）

1. 利用申込みの翌月の月初に、事務局は、本サービスの請求書を作成し、利用団体に対し発行します。
2. 利用団体は、請求書に基づき請求書発行月の当月末日までに事務局指定の金融機関口座に振込む方法により請求書記載の金額を支払うものとします。なお、振込手数料は利用団体の負担とします。

第14条（払い戻し）

事務局が受領した各種料金については、如何なる理由があっても利用団体への払戻しおよび返金を行いません。

第15条（遅延損害金）

利用団体が、事務局に支払うべき債務の支払いを遅滞したときは、支払うべき日の翌日から完済日に至るまで、年利14.6%の割合（年365日の日割計算）を乗じた遅延損害金を支払うものとします（小数点1桁を切り上げ）。

第16条（利用団体等の情報の利用）

利用団体は、事務局およびその委託先が、本サービスの利用促進のため、事前に利用団体の承諾を得ることなく、印刷物、電子媒体などに参加企業の名称・所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

第17条（報告義務）

利用団体は、利用団体規約違反がある場合、その他本サービスに関連する重大な問題が発生した場合には、直ちに事務局に報告しなければなりません。また、利用団体は、事務局から報告を求められた場合、事実関係を調査のうえ、速やかに報告を求められた事項につき事務局に報告しなければなりません。

第18条（損害賠償）

1. 利用団体が本規約に違反し、事務局に損害を与えた場合、利用団体は、当該損害を賠償するものとします。
2. 事務局が本規約に違反し利用団体に損害を与えた場合、事務局は利用団体が既に支払った直近3ヶ月の各種料金の合計額を上限として、当該損害を賠償するものとします。
3. 前項の場合を除き、本サービスに関して、利用団体に何らかの損害が発生した場合においても、事務局はいかなる責任も負わないものとします。

第19条（機密保持）

1. 事務局および利用団体は、本規約に関連して相手方当事者から開示を受けた秘密情報および本サービスに関連して知り得た相手方当事者の技術上、営業上の秘密情報（以下総称して「秘密情報等」という。）の秘密を保持し、相手方当事者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩しないものとします。また、事務局および利用団体は、これらの秘密情報等を本サービスの利用以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、事務局および利用団体は、本サービス提供のために必要な業務の委託先に対し、本サービスの運営に必要な範囲で秘密情報等を開示できるものとします。

第20条（本規約の変更）

1. 事務局は、事前に利用団体へ通知することなく本規約の内容を変更することができるもの

とします。

2. 事務局は、前項に基づき本規約を変更した場合は、変更内容を利用団体に通知し、または公表するものとし、当該通知または公表後、利用団体が本サービスを利用した場合、利用団体が当該変更内容を承認したものとみなします。

第21条（本サービスの中断）

1. 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に利用団体へ通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断できるものとします。
 - 1) 利用団体が本規約に違反し、かかる違反が是正されない場合。
 - 2) 本サービスに係わるシステムの保守を定期的又は緊急に行う場合。
 - 3) 本サービスに係わるシステムの障害等により、本サービスを提供できなくなった場合。
 - 4) 上記以外の緊急性を要する場合。
2. 事務局は、前項による本サービスの中断を行った場合、速やかに利用団体へ通知するものとします。
3. 利用団体は、前項の通知を受けた場合、事務局の指示に従い、直ちに、本サービスの全部又は一部の提供を中断しなければなりません。

第22条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から1年間とします。但し、期間満了の日から3ヶ月前までに利用団体および事務局のいずれからも何らの申し出もない場合には、同一条件をもってさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、本契約終了後も、第8条第4項ないし第6項、第9条第2項および第3項、第10条第2項、第11条、第12条ないし第19条、第22条第3項、第23条第2項、第24条第2項、第25条ないし第28条の規定は利用団体に適用されるものとします。
3. 利用団体は、有効期間満了その他本契約の終了事由にかかわらず残債務全額を完済するときまで本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。

第23条（解約）

1. 前条にかかわらず、利用団体は、書面により解約日の3ヶ月前までに事務局に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
2. 前条にかかわらず、事務局は、営業上その他の理由により、本契約を解約することができるものとします。この場合、事務局は、書面により解約日の3ヶ月前までに利用団体へ通知するものとします。なお、本契約の解約により、利用団体に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、事務局は一切責任を負いません。

第24条（解除および期限の利益の喪失）

1. 事務局は、利用団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用団体に何ら通知・催告することなく、直ちに本契約を解除することができます。また、利用団体が第4号ないし第9号のいずれかに該当した場合は、事務局に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失するものとし、その余に該当した場合は、事務局からの請求によって事務局に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失するものとします。
 - 1) 事務局に提供する情報に虚偽の事実が含まれていたとき
 - 2) 利用団体またはその使用人（役員を含みます。）がアクションナンバーを本契約の履行以外の目的に利用したとき、または不正使用を行なったとき
 - 3) 本規約の履行を怠ったとき、または本規約に違反したとき
 - 4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受け、または支

払停止若しくは支払不能状態にいたったとき

- 5) 公租公課を滞納し催告を受けたとき
- 6) 差押え・仮差押え・仮処分・競売の申し立てを受けたとき、破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する法的整理手続きの申し立てがあったとき、または、清算に入ったとき
- 7) 行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、事務局が本契約の解除が相当と判断したとき
- 8) 事業の廃止、重大な変更、または、解散決議をしたとき
- 9) 事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき、合併もしくは会社分割したとき、又は資本構成に重大な変更があったとき
- 10) 第4号ないし前号のほか信用状態に重大な変化が生じたと事務局が判断したとき
- 11) 営業または業態が公序良俗に反すると事務局が判断したとき
- 12) 事務局が本契約の継続を困難と認めたとき
- 13) 利用団体が景表法その他の法令、条例等に違反したとき
- 14) 使用人（役員を含みます。）が暴力団員、暴力団関係者またはその他反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針について」に定めた者をいう。以下同じ。）に所属している者であると判明したとき。
- 15) 使用人（役員を含みます。）が反社会的勢力であることを告げたとき。
- 16) 使用人（役員を含みます。）またはその関係者が反社会的勢力であることを背景に不当な要求を行ったとき。

2. 前項の解除は、事務局による利用団体に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第25条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合には、本規約の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第26条（権利義務譲渡等の禁止）

利用団体は、本契約に基づく利用団体の権利及び義務の全部または一部を、第三者に譲渡または利用させたり、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしないものとします。

第27条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

第28条（管轄裁判所）

事務局と利用団体との間で生じた本サービスの利用に関する訴訟等については、大阪地方裁判所の管轄に専属する旨合意するものとします。

以 上
(2016年3月3日制定)